

(公 印 省 略)
答 申 第 1 9 5 号
令 和 7 年 3 月 2 5 日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和6年12月19日付け兵公委発第842号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

開示請求者に係る特定年月日の意見の聴取に関する自動車等の運転禁止処分の意
思決定をするにあたり、処分を行使しないことを決定した経緯が記録された書面に記
録された情報等

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした判断は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 開示請求

令和 6 年 6 月 25 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に係る不開示決定

同年 7 月 9 日、実施機関は、本件開示請求の対象のうち一部について、保有個人情報の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで通知書を送付した。

2 本件処分の対象となる情報

(1) 兵庫県警察本部が、審査請求人に係る特定年月日の意見の聴取に関する自動車等の運転禁止処分の意思決定をするにあたり、処分を行使しないことを決定した経緯が記録された書面に記録された情報（以下「本件対象情報 1」という。）

(2) 兵庫県警察本部が、審査請求人に係る特定年月日の意見の聴取に関する自動車等の運転禁止処分の意思決定をするにあたり、処分を通知しないこととすることを県警本部長及び公安委員会に報告した書面に記録された情報（以下「本件対象情報 2」という。）

(3) 県警本部長が印を押したにもかかわらず本部長が go サインを出さなかったのは私をおよがせていることを指示したことを示す文書（以下「本件対象情報 3」という。）

3 審査請求

令和 6 年 7 月 30 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和6年12月19日、兵庫県公安委員会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において述べている本件審査請求の理由等は、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消した上で開示を求めている。

2 本件審査請求の理由

審査請求書において次のように述べている（用語は一部原文ママ）。

- (1) 御庁は私に対して自動車等運転禁止処分決定書を公安委員4名の印を押した上で確定した。
- (2) ここで、私は今、車等の運転をしていることを憲法38条にのっとり自白をしている。だとすれば、いつ行使するのかが起算日がいつなのかが不明である。
- (3) 処分期間は3カ月であり、私は今新なる免許証で3カ月以上、車等の運転をしているものであるが、起算日がないということは永久に有効とする公文書となるのかにつき釈明がない。
- (4) 又添付資料（特定年月日における乗車用ヘルメット着用義務違反による告知票）にも示すが未処分の自動車等運転禁止処分中に新なる違反をしており未処理とするには根拠が乏しい。
- (5) 又別件違反があることは聴聞係、執行管理係には告知済みである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 開示しないこととする理由

(1) 本件対象情報1について

自動車等の運転禁止処分については、自動車等の運転禁止処分決定書により意思決定を取っているが、処分の執行を前提としているものであり、処分を行使しないことについて意思決定をするものではない。

よって、処分を行使しないことを決定した公文書は作成していないことから保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

また、審査請求人の場合、後日、処分に該当する国際運転免許証の有効期限が切れたため、道路交通法に基づき処分を執行できなくなったものである。

(2) 本件対象情報2について

自動車等の運転禁止処分については、自動車等の運転禁止処分決定書により意思決定を取っているが、処分の執行を前提としているものであり、処分を通知しないことについて報告した事実はない。

よって、処分を通知しないことについて報告した公文書は作成していないことから保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

(3) 本件対象情報3について

上記(1)で弁明したとおり、処分の執行を前提として運転禁止処分の意思決定をしており、その後、処分に該当する国際運転免許証の有効期限が切れたため、審査請求人に対して処分を執行できなかったものである。

よって、審査請求人をおよがせるような指示がなされた事実はなく、当該指示が記載された文書は作成していないことから保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

2 審査請求人の主張について

請求人は、上記第3の2(1)ないし(5)の旨主張しているが、いずれも審査請求人が主張する文書の存在を示すものではなく、当該文書が存在しないことは、上記1で既に述べたとおりである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象情報について

本件対象情報1ないし3は、実施機関において特定の行為がなされたことを前提に、当該行為が記録される情報であり、審査請求人は本件対象情報1ないし3の開示を求めるものである。

実施機関は、本件対象情報1ないし3の前提となる実施機関の行為について、いずれもそのような行為が存在せず、その理由は、執行しようとした処分に該当する国際運転免許証の有効期限が切れたため、審査請求人に対して処分を執行できなかったためと説明しており、当該説明に特段不合理な事情は認められない。

よって、実施機関が本件対象情報 1 ないし 3 について作成しておらず、不存在であることを理由に行った本件処分は妥当と認められる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年12月20日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和7年2月28日 第1部会（第109回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年3月24日 第1部会（第110回）	・ 審議
令和7年3月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委 員 申 吉 浩

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代

委 員 西 上 治